

議案第57号

愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ
いて

愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成27年愛西市条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成28年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告及び平成28年11月7日の特別職報酬等審議会の答申を鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当及び給料月額を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す
る条例

(愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び愛西
市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の165」を「100分の175」
に改める。

- (1) 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
(平成17年愛西市条例第42号) 第4条ただし書
- (2) 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例(平成27年愛西市条
例第2号) 第2条第3項ただし書

(愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改
正)

第2条 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一
部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、
「100分の175」を「100分の170」に改める。

別表第1市長の項中「924,000円」を「931,000円」に改
め、同表副市長の項中「764,000円」を「770,000円」に改
める。

(愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正
する。

第2条第1項中「66万7,000円」を「67万2,000円」に改
め、同条第3項ただし書中「100分の150」を「100分の155」
に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び改正後の愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び改正前の愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。